

株 主 各 位

東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 渡 邊 弘 毅

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年11月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年11月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第25期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meikonet.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的金融市場の危機による世界経済の減速や為替相場の大幅な変動等の影響を受け、輸出の低迷や国内需要の減少等による企業収益の悪化が鮮明になるとともに、景気の後退が継続するという厳しい状況で推移いたしました。

また、雇用・所得環境の悪化や景気の先行きに対する不透明感により個人消費の冷え込みが強まりました。

当学習塾業界におきましては、少子化傾向が進行するなか、生徒・保護者ニーズの多様化、高度化がますます顕著になっており、提供サービスのクオリティ向上が更に強く求められております。

それに伴い、学習塾各社は、生徒個々の特性に応じた指導形態を主流におく傾向があり、特に個別指導部門の積極的な展開による競争激化等、厳しい情勢が続いております。

また、市場が成長期から成熟期を迎えている状況のなか、学習塾に対する厳しい選別が進むとともに、学習塾間のM&Aや業務提携の動きが活発化しており、当業界の再編機運は一層高まるものと予想されます。

このような状況のなか、当社では、教育理念である「個別指導による自立学習を通じて創造力豊かで自立心に富んだ21世紀社会の人材を育成する」を明確に具現化するために、「創造的な人の育成」「子どもの主体性の尊重」「努力の末、成就する喜び」という指導方法の更なる向上を明光義塾チェーン全体で注力してまいりました。

指導面では、「明光義塾」が提供する教育サービスの特長である「明光式！自立学習」の更なる開発を進め、学習カリキュラム及び勉強の仕方プログラムの整備・質的向上を図るとともに、オリジナル教材につきましても勉強の仕方（基礎学力の向上及び自立学習の定着）等にこだわって編集したものを開発し好評を得ております。更には、明光義塾25年のノウハウを凝縮し、生徒・講師・教室長がわかりやすく使える自立学習の支援ツールである「明光式！自立学習パーフェクトBOOK」を開発し、他塾との差別化戦略を推進してまいりました。

明光義塾の研修面につきましても、新たに研修センターを増設し、「明光式！自立学習」の研修プログラムの充実を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は11,825百万円（前期比5.3%増）、経常利益3,058百万円（同5.4%増）及び当期純利益1,702百万円（同11.4%増）となり、過去最高の経営成績を達成することができました。

事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

(学習塾直営事業)

直営事業につきましては、教室長研修の強化として、「教室長委員会」を発足し、各テーマに応じて専門的に研究・討議を行うとともに、「優秀教室長による講演」「生徒・保護者とのカウンセリングの姿勢・技法の向上」「生徒の学習意欲を向上させるための施策」等、培ってきたノウハウの共有と浸透強化、顧客満足度向上のために習熟度及び経験に応じてレベル別に分けた新たな研修・教育等を実施いたしました。また、「明光義塾」の理念及び特長に忠実な教室運営の実現を目指すため、各々の教室をきめ細かくフォローすることによって「理想の教室」を作りあげることに注力してまいりました。これらの取り組みが功を奏し、夏の講習につきましては過去最高の営業成績を達成することができました。

なお、直営教室は、当事業年度において9教室増加しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は6,004百万円（前期比5.1%増）、教室数は201教室及び在籍生徒数は13,989名となりました。

(学習塾フランチャイズ事業)

フランチャイズチェーン本部としての機能をより充実させるため、オーナー・エリア単位における具体的な施策の提案や、フランチャイズ教室の定例教室長研修の質的向上等に注力するとともに、スーパーバイザーの教育強化により、教室対応のスピードアップときめ細かい経営指導を推進すること等、フランチャイズ教室が順調に運営できるためのサポート機能を強化してまいりました。

教室展開面につきましては、既存教室の移転、増床を積極的に行い、一方で新規開設につきましては、地方における開設の強化と首都圏における集中化を促進した結果、当事業年度において102教室増加しております。教室クオリティを低下させないための開校基準の厳守と開設後のフォロー体制強化によって、計画的な開設を行うことができました。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,740百万円（前期比5.5%増）、教室数は1,612教室及び在籍生徒数は105,859名となりました。

(その他の事業)

サッカースクール事業につきましては、4スクール（草加、所沢、越谷、さいたま）で営業活動を展開いたしました。

プロコーチ（FIFA「国際サッカー連盟」又は日本サッカー協会「JFA」公認ライセンス等を所持）を中心としたハイクオリティな指導方針が認知されはじめましたが、不採算スクールの閉鎖等により売上高は低調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は80百万円（前期比0.9%減）となりました。

〈ご参考〉 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回 次 事 業 年 度	第24期			第25期	
	自平成19年9月1日 至平成20年8月31日			自平成20年9月1日 至平成21年8月31日	
	経営成績他	前期比較		経営成績他	前期比較
明光義塾期末直営教室数	192	+	11	201	+ 9
明光義塾期末 フランチャイズ教室数	1,510	+	76	1,612	+ 102
明光義塾期末教室数合計	1,702	+	87	1,813	+ 111
明光義塾期末直営教室在籍生徒数(名)	14,412	+	849	13,989	△ 423
明光義塾期末フランチャイズ 教室在籍生徒数(名)	102,086	+	6,846	105,859	+ 3,773
明光義塾期末在籍生徒数合計(名)	116,498	+	7,695	119,848	+ 3,350
学習塾直営事業売上高(百万円)	5,711	+	376	6,004	+ 293
学習塾フランチャイズ 事業売上高(百万円)※1	5,442	+	470	5,740	+ 298
その他の事業売上高(百万円)	81	+	1	80	△ 0
売上高合計(百万円)	11,235	+	848	11,825	+ 590
明光義塾直営教室売上高(百万円)	5,711	+	376	6,004	+ 293
明光義塾フランチャイズ 教室末端売上高(百万円)	34,630	+	2,740	36,414	+ 1,784
明光義塾教室末端売上高合計(百万円)※2	40,342	+	3,117	42,419	+ 2,077

※1 学習塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品販売収入等を記載しております。

2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は147,588千円（有形固定資産及び無形固定資産の受入ベース数値）であります。その主なものは、情報システム構築に対する開発費94,680千円であります。

(3) 資金調達状況

平成20年9月17日に第三者割当による自己株式の処分を行い、これにより697,000千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

なお、当事業年度末後の状況につきましては、計算書類の個別注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

(8) 対処すべき課題

当社は、一昨年、「中期経営計画」（平成20年8月期～平成22年8月期）を策定いたしました。

本中期経営計画は、「学習塾業界を取り巻く大きな環境変化」に対応するため、中長期的な視点により、安定的な生徒数の増加等を可能とする経営基盤の強化を図るものであります。

現在、当学習塾業界は、少子化の進行と個別指導塾の急速な増加により厳しい環境が続いております。今後においても、このような傾向に加え、生徒・保護者ニーズの多様化、高度化がますます顕著になり、提供サービスのクオリティ向上が強く求められるものと予測されます。

このような環境認識に基づき、当社における永続的なテーマである「人材育成」「教務力の強化」を主に、実効性のある具体的な方針を立案・推進するとともに、創立以来の「経営理念」「教育理念」「経営基本方針」の更なる徹底や、コンプライアンス（法令遵守及び企業倫理の確立）の浸透並びに、経営の効率性の追求等により企業価値の向上に尽力してまいります。

また、中長期的な視点では、新たな飛躍を図るため、他社とのアライアンス及びM&A等も視野に入れた新しい事業領域への進出も計画してまいります。

なお、平成21年8月27日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の全株式を同社の代表取締役社長古賀邦平氏から譲り受ける決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成21年9月2日付で全株式を取得いたしました。株式会社東京医進学院の子会社化を通じて、教育サービスの向上と新たな顧客層を加えて、事業領域の拡大と更なる飛躍へのステップとする所存であります。

当社は今後においても、将来の透視図を描き、収益機会を創造し、最善の経営意思決定をするように努めてまいります。

以下の項目を経営目標並びに経営戦略として掲げております。

【経営目標】

- ① 「明光義塾」2,000教室、生徒数20万名を確立していくための社内体制の構築
- ② 高収益で強固な経営基盤の確立

【経営戦略】

- ① 成長性の確保
 - ◇ 「明光義塾」2,000教室の早期実現
 - ◇ 1教室当たり平均生徒数の増加
- ② 収益性の強化
 - ◇ 教室経営力の向上
 - ◇ 教室システムの稼働開始
- ③ 「明光式個別指導」の確立
 - ◇ コアコンピタンスを仕組化
 - ◇ 授業の質の向上と均質化
- ④ 新システムの本格稼働・本格活用
 - ◇ 業務プロセスの合理化
 - ◇ 経営意思決定に有用な情報の即時提供
- ⑤ 人材力・組織力の強化
 - ◇ 研修制度の充実
 - ◇ 自己成長の促進、支援
 - ◇ 教室を強力にサポートする本社組織の確立
- ⑥ ガバナンス（企業統治）体制の強化
 - ◇ J-SOX法対応
 - ◇ コンプライアンス（法令遵守及び企業倫理の確立）経営の徹底
 - ◇ リスク管理体制の強化
- ⑦ 新規事業開発体制の確立
 - ◇ アライアンス及びM&Aをも視野に入れた新しい事業領域への進出計画の促進

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成18年8月期)	第 23 期 (平成19年8月期)	第 24 期 (平成20年8月期)	第25期(当期) (平成21年8月期)
売 上 高(千円)	10,047,208	10,386,465	11,235,153	11,825,514
経 常 利 益(千円)	2,558,285	2,743,916	2,901,809	3,058,492
当 期 純 利 益(千円)	1,393,722	1,486,247	1,527,634	1,702,358
1株当たり当期純利益(円)	42.10	44.52	45.98	50.95
総 資 産(千円)	8,982,100	11,267,225	12,206,236	12,637,637
純 資 産(千円)	7,178,759	7,804,183	8,893,853	10,026,199

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 子会社の状況

当事業年度末において該当する事項はありません。

なお、当事業年度末後の状況につきましては、計算書類の個別注記表(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(11) 主要な事業内容

当社は、全学年を対象に生徒一人ひとりの学力に応じた「自立学習・個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」のフランチャイズチェーンを全国に展開し、その本部として、教室運営指導及び経営指導を行うとともに、直営教室につきましても、首都圏地区を中心として展開を図っております。

また、その他の事業として、サッカースクール事業を行っております。

(12) 主要な営業所等

① 本社及び事務局等

本 社	東京都豊島区池袋二丁目43番1号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
明光ビル	東京都豊島区西池袋三丁目1番13号

② 明光義塾直営教室

首都圏地区	124教室	
その他の地区	77教室	(合計201教室)

③ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	151教室	近畿地区	263教室
北関東・甲信越地区	231教室	中・四国地区	103教室
首都圏地区	427教室	九州地区	234教室
中部・東海地区	203教室		(合計1,612教室)

④ 明光サッカースクール

首都圏地区	4教室
-------	-----

(13) 使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	263名	10名増	34.8歳	6.2年
女 性	119名	17名増	30.5歳	3.8年
合計又は平均	382名	27名増	33.5歳	5.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(13名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	425,600 千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は平成21年8月27日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の全株式20,000株を同社の代表取締役社長古賀邦平氏から総額267,750千円で譲り受ける決議を行い、平成21年9月2日に全株式を取得しております。内容の詳細につきましては、計算書類の個別注記表(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
 (2) 発行済株式の総数 33,284,180株
 (自己株式1,471,720株を除く。)
 (3) 株主数 3,292名 (前期末比17名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
明光株式会社	5,064,000株	15.21%
株式会社ベネッセコーポレーション	4,863,500	14.61
渡邊弘毅	3,894,600	11.70
奥井世志子	1,892,800	5.69
オーエム01エスエスピークライアントオムニバス	1,641,600	4.93
株式会社学習研究社	1,473,573	4.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,332,700	4.00
ザバンクオブニューヨーク&ジェズディック トリーティー アカウト	934,700	2.81
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	695,700	2.09
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライズ ストック フアンド	615,000	1.85

(注) 持株比率は自己株式(1,471,720株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- 平成20年8月28日開催の取締役会において、業務資本提携に伴う第三者割当による自己株式の処分について決議し、平成20年9月17日に自己株式1,473,573株を処分しております。
- 平成20年10月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、平成20年10月16日に自己株式500,000株を取得しております。
- 平成20年10月22日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、平成20年10月23日に自己株式971,700株を取得しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年8月31日現在）

回次	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行日	平成16年11月26日	平成17年11月25日	平成19年12月27日
新株予約権の数	20個	210個	100個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	6,000株	21,000株	10,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 557円	1株当たり 648円	1株当たり 701円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり 279円	1株当たり 324円	1株当たり 351円
新株予約権を行使することができる期間	自平成18年12月1日 至平成21年11月25日	自平成19年12月1日 至平成22年11月24日	自平成22年1月1日 至平成24年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間の到来後に、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>
当社役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く。)	2名 20個	3名 210個	1名 100個

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 弘 毅	
取締役副社長	奥 井 世志子	全体統轄兼最高財務責任者 (重要な兼職の状況) 明光株式会社代表取締役社長
常務取締役	田 上 節 朗	プロモーション部管掌兼情報システム部管掌 兼業務管理部管掌
常務取締役	佐 藤 浩 章	F C 事業部管掌
常務取締役	山 下 一 仁	直営事業部管掌兼教務部管掌
取 締 役	高 橋 恭 光	総務部長兼リスク管理部管掌
取 締 役	松 尾 克 久	F C 事業部長
取 締 役	武 正 芳 和	直営事業部長
常勤監査役	高 畑 正 夫	
監 査 役	小 口 隆 夫	弁護士 (新井・小口法律事務所)
監 査 役	貴 島 透	

- (注) 1. 監査役高畑正夫氏、小口隆夫氏及び貴島透氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役高畑正夫氏は、金融機関で長年に亘り企業審査に携わった経験及び株式会社三景の管理本部長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 辞任又は解任した会社役員
該当する事項はありません。
4. 当事業年度後の新たな重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	就 任 日
常務取締役	田 上 節 朗	株式会社東京医進学院 取締役	平成21年9月7日
常務取締役	山 下 一 仁	株式会社東京医進学院 代表取締役社長	平成21年9月7日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 等 の 額
取 締 役	8名	184,747千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20,150千円 (20,150千円)
合 計	11名	204,897千円

- (注) 1. 取締役の支給等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、使用人兼務取締役の使用人分の支給等の額（賞与を含む。）は20,281千円であります。
2. 支給等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額、並びに当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
3. 当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額は以下のとおりであります。なお、内規に基づく要支給額は、役員退職慰労引当金として計上しており、支給時には当該引当金を取り崩しております。
- ① 平成20年11月21日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金
取締役1名 1,670千円
 - ② 平成21年11月20日開催予定の定時株主総会の決議に基づき支給予定の役員退職慰労金
取締役1名 1,000千円
 - ③ 平成21年11月20日開催予定の定時株主総会の決議に基づき役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の役員退職慰労金
なお、当該役員退職慰労金は各取締役及び各監査役の退任時に支払う予定であります。
取締役7名 159,720千円
監査役3名 5,130千円（うち社外監査役3名 5,130千円）
4. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。）として決議いただいております。
 - ② 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25,000千円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役（常勤）	高 畑 正 夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役（非常勤）	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会17回の内15回に、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、豊富な経験に基づき弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役（非常勤）	貴 島 透	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

- ⑤ 当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、デューデリジェンス調査対応業務についての対価を支払っております。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(7) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に
係る事項

該当する事項はありません。

(8) 過去 2 年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

該当する事項はありません。

(9) 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
- ロ. 取締役は「取締役行動基準」に基づき、その職務を正しく適法に遂行する。
- ハ. 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、チェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
- ニ. 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理部が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。
- ホ. 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
- ヘ. 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
- ト. 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
- チ. 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書は、法令及び別に定める「文書管理規程」、「稟議決裁規程」等規程に則り、保存及びその他の管理を行う。また、それら文書は、監査役監査及び会計監査人監査の要請による随時の閲覧が可能な状態で保持することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。
それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
- ロ. 危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策を、経営会議等で協議のうえチェーン全体に提示し、チェーン全体での経営の安定化に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
- ロ. 取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画室長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
- ハ. 取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図るものとする。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社並びにその子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、業況の定期的報告と重要案件の稟議・協議を行う。

- ロ． 内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、問題等があると認められた場合には、取締役会及び監査役に報告する。
 - ハ． 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制は原則として子会社に適用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ． 当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ロ． 監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ． 監査役は、経営方針決定の経過並びに業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会並びに非常勤監査役は取締役会）に出席する。
 - ロ． 監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項、並びに公表する企業情報は適時監査役に報告する。
- ハ． 監査役は、内部監査室及びリスク管理部との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ． 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
 - ロ． 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
- ハ． 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や安定配当を継続的なものとするを基本方針としております。

上記の基本方針のもと、年間配当性向は35%程度を目処とし、安定的な成果の配分を実施してまいります。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、過去最高の経営成績を達成したことや、資金状況等を踏まえ、平成21年10月21日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

① 期末配当に関する事項

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額299,557,620円

ロ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年11月24日

② 剰余金の処分に関する事項

イ. 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

ロ. 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金9円を含め、1株当たり年間配当金を18円（平成20年8月期より1円増配）とさせていただきます。当事業年度の配当性向につきましては35.3%となりました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成21年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,194,821	流動負債	2,164,239
現金及び預金	5,296,493	買掛金	70,228
売掛金	729,134	1年内返済予定の長期借入金	425,600
有価証券	850,310	未払金	230,781
商品	73,475	未払費用	359,052
貯蔵品	9,661	未払法人税等	592,416
前渡金	8,502	未払消費税	66,961
前払費用	87,435	前受金	76,904
繰延税金資産	177,651	預り金	126,742
その他	14,630	賞与引当金	204,289
貸倒引当金	△ 52,474	その他	11,262
固定資産	5,442,815	固定負債	447,198
有形固定資産	155,858	役員退職慰労引当金	162,890
建物	79,119	従業員長期未払金	228,533
工具、器具及び備品	58,252	長期預り保証金	55,774
土地	18,486	負債合計	2,611,437
無形固定資産	311,364	純資産の部	
ソフトウェア	185,887	株主資本	10,148,893
ソフトウェア仮勘定	107,280	資本金	964,322
電話加入権	18,197	資本剰余金	1,276,849
投資その他の資産	4,975,592	資本準備金	907,316
投資有価証券	2,948,535	その他資本剰余金	369,532
関係会社株式	43,328	利益剰余金	8,488,834
出資金	20	利益準備金	54,482
長期前払費用	11,381	その他利益剰余金	8,434,352
繰延税金資産	464,585	別途積立金	6,547,000
敷金及び保証金	465,873	繰越利益剰余金	1,887,352
投資不動産	741,868	自己株式	△ 581,113
長期預金	300,000	評価・換算差額等	△ 126,778
		その他有価証券評価差額金	△ 126,778
		新株予約権	4,085
資産合計	12,637,637	純資産合計	10,026,199
		負債純資産合計	12,637,637

損 益 計 算 書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,825,514
売 上 原 価		6,644,562
売 上 総 利 益		5,180,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,203,410
営 業 利 益		2,977,541
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,314	
有 価 証 券 利 息	44,576	
受 取 配 当 金	29,813	
受 取 賃 貸 料	90,687	
そ の 他	11,128	187,520
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,013	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	60,180	
賃 貸 費 用	29,325	
そ の 他	6,050	106,569
経 常 利 益		3,058,492
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 終 了 益	119,088	119,088
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	638	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	173,124	
本 社 移 転 費 用	67,845	241,608
税 引 前 当 期 純 利 益		2,935,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,258,123	
法 人 税 等 調 整 額	△ 24,508	1,233,615
当 期 純 利 益		1,702,358

株主資本等変動計算書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
前 期 末 残 高	960,578	903,596	—	903,596	54,482	5,547,000	1,817,135	7,418,617	△ 327,467	8,955,325
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	3,744	3,720		3,720						7,464
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000	—		—
剰余金の配当							△ 632,141	△ 632,141		△ 632,141
当期純利益							1,702,358	1,702,358		1,702,358
自己株式の取得									△ 581,113	△ 581,113
自己株式の処分			369,532	369,532					327,467	697,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	3,744	3,720	369,532	373,252	—	1,000,000	70,217	1,070,217	△ 253,646	1,193,567
当 期 末 残 高	964,322	907,316	369,532	1,276,849	54,482	6,547,000	1,887,352	8,488,834	△ 581,113	10,148,893

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
前 期 末 残 高	△ 64,333	2,861	8,893,853
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			7,464
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△ 632,141
当期純利益			1,702,358
自己株式の取得			△ 581,113
自己株式の処分			697,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 62,445	1,223	△ 61,222
当期変動額合計	△ 62,445	1,223	1,132,345
当 期 末 残 高	△ 126,778	4,085	10,026,199

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。
 - 関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商 品 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 貯 蔵 品 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び投資不動産 …… 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
 - 無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - 長期前払費用 …………… 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計処理の原則又は手続の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))により、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることになりました。しかし、リース会計基準適用初年度開始前及び開始後において、1件当たりのリース料総額が3百万円を超える重要な所有権移転外ファイナンス・リース取引がないため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。そのため、損益に与える影響はありません。

(追加情報)

退職給付引当金

当社は従来、従業員の退職給付に充てるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しておりましたが、平成21年8月31日付で適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止いたしました。

この退職給付制度の廃止に伴い、従業員の退職給付債務の精算を実施し、制度廃止時の退職金規程に基づく自己都合による要支給額から年金資産の分配額を控除した金額を従業員長期未払金（固定負債）に計上するとともに、従業員長期未払金と退職給付引当金を相殺した上、その差額を退職給付制度終了益として特別利益に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、206,433千円であります。
2. 投資不動産の減価償却累計額は、109,458千円であります。
3. 偶発債務

平成19年12月27日付で、当社システムの開発に関するコンサルティング業務委託契約及び開発請負契約の相手方当事者である株式会社リアルナレッジより、未払いのコンサルティング報酬とシステム開発請負代金合計112,428千円の支払請求訴訟の提起を受けました。

これに対し当社は、平成20年7月3日付で同社に対し、債務不履行等として損害賠償等請求訴訟（訴額121,203千円）を反訴提起しており、現在係争中であります。

当社は、裁判で当社の正当性を主張し争っていく方針ではありますが、訴訟の結果については、現時点で予測することはできません。

(損益計算書に関する注記)

特別損失の「本社移転費用」は、当社の本社移転を当事業年度に決定した結果、固定資産の償却期間を見直したことに伴う臨時償却費及び原状回復費等を見積り計上したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	34,731,900	24,000	—	34,755,900
合計	34,731,900	24,000	—	34,755,900
自己株式				
普通株式(注)2	1,473,573	1,471,720	1,473,573	1,471,720
合計	1,473,573	1,471,720	1,473,573	1,471,720

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は、次のとおりであります。
新株予約権の権利行使による増加 24,000株
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。
市場買付けによる増加 1,471,700株
単元未満株式の買取による増加 20株
普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は、次のとおりであります。
第三者割当による自己株式の処分 1,473,573株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月22日 取締役会	普通株式	332,583	10	平成20年8月31日	平成20年11月25日
平成21年4月8日 取締役会	普通株式	299,557	9	平成21年2月28日	平成21年5月11日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年10月21日 取締役会	普通株式	299,557	利益剰余金	9	平成21年8月31日	平成21年11月24日

3. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第3回新株予約権 (平成16年11月26日発行)	第4回新株予約権 (平成17年11月25日発行)	第5回新株予約権 (平成18年12月28日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	483,000株	37,000株	13,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	93,123千円
未払事業税	47,212千円
未払事業所税	2,930千円
貸倒引当金	16,320千円
有価証券評価損	188,056千円
役員退職慰労引当金	66,296千円
従業員長期未払金	93,013千円
その他有価証券評価差額金	87,013千円
その他	48,270千円
繰延税金資産合計	642,237千円

(リース資産に関する注記)

該当する事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

1. 関連会社に関する事項
 - (1) 関連会社に対する投資の金額 43,328千円
 - (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 59,455千円
 - (3) 持分法を適用した場合の投資利益又は損失(△)の金額 △1,871千円
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 301円11銭
2. 1株当たり当期純利益 50円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式の取得による子会社化

当社は、平成21年8月27日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の全株式(20,000株)を同社の代表取締役社長古賀邦平氏から譲り受ける決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成21年9月2日付で全株式を取得いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業内容、取得を行った主な理由、株式の取得日、取得の法的形式、取得後企業名称及び取得した議決権比率

① 被取得企業の名称及び事業内容

株式会社東京医進学院

医系大学受験専門予備校の経営

② 取得を行った主な理由

当社では、既に学習塾事業に進出しておりますが、株式会社東京医進学院の子会社化によって、事業領域の拡大が図られ、当社グループ全体の業容拡大が期待できるためであります。

③ 株式の取得日 平成21年9月2日

④ 取得の法的形式 株式取得

⑤ 取得後企業名称 取得後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率 100%

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

現金 267,750,000円

取得に直接要した支出

アドバイザー手数料他 24,100,000円

取得原価 291,850,000円

(3) のれんの発生原因、償却の方法及び償却期間

① のれんの発生原因

当社とのシナジー効果及び今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

② 償却の方法及び償却期間

5年で均等償却

2. 子会社援助のための負担の発生

当社は、平成21年9月7日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の株式の取得に伴い、同社に対する支援策として金融機関借入の肩代わり資金の貸付並びに同社の第三者割当増資の引受けについて決議を行い、平成21年9月30日付で資金の貸付及び増資の引受けを実行いたしました。

(1) 資金の貸付及び貸付条件

- | | |
|--------|--|
| ① 貸付金額 | 472,000,000円 |
| ② 金利 | 2.0% |
| ③ 実施時期 | 平成21年9月30日 |
| ④ 貸付期間 | 平成21年9月30日～平成26年9月25日 |
| ⑤ 返済方法 | 平成22年4月～平成26年8月まで毎月25日に5,000,000円、償還期限に207,000,000円で完済 |

(2) 第三者割当増資の引受け（特定の第三者に対する新株の割当）

- | | |
|----------|--------------|
| ① 当社引受株数 | 普通株式8,500株 |
| ② 当社引受額 | 85,000,000円 |
| ③ 発行価格 | 1株につき10,000円 |
| ④ 新株発行日 | 平成21年9月30日 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 一 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成21年8月27日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の全株式を譲り受ける決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成21年9月2日付で全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成21年9月7日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の株式の取得に伴い、同社に対する支援策として金融機関借入の肩代わり資金の貸付並びに同社の第三者割当増資の引受けについて決議を行い、平成21年9月30日付で貸付及び増資の引受けを実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、特段の指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 畑 正 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 貴 島 透 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業務の効率化を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都豊島区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成22年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則第3条で規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削るものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第9条第2項、第11条第3項）

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨の附則第1条及び第2条を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第8条、第11条第3項）
 - ③ 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第12条において所要の変更を行うものであります。
 - ④ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>豊島区</u>に置く。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元未満株式の買増請求) 第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下、「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有さない場合は、この限りではない。 2. (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 (条文省略) 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. <u>第8条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。 (削除) (単元未満株式の買増請求) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下、「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有さない場合は、この限りではない。 2. (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除) (単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>第7条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第41条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p> <p>第3条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成22年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は当該本店移転日経過後、削るものとする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	渡邊 弘毅 (昭和17年9月19日生)	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長（現任）	3,894,600株
2	奥井 世志子 (昭和29年8月24日生)	昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役 平成8年11月 当社専務取締役 平成16年9月 当社明光義塾本部長 平成18年4月 当社管理本部長兼明光義塾本部総括 平成19年3月 当社全体統轄兼管理部門管掌 平成20年11月 当社取締役副社長（現任） 当社全体統轄兼最高財務責任者（現任） (重要な兼職の状況) 明光株式会社代表取締役社長	1,892,800株
3	田上 節朗 (昭和30年8月6日生)	昭和55年4月 株式会社東京放送入社 平成14年1月 有限会社メディアアンサンプル取締役 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部プロモーション部長 平成17年11月 当社取締役 平成18年3月 当社明光義塾本部プロモーション部（現プロモーション部）管掌（現任） 平成19年7月 当社情報システム部管掌（現任） 平成20年11月 当社常務取締役（現任） 当社業務管理部管掌（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東京医進学院取締役	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	佐藤浩章 (昭和35年8月31日生)	昭和58年3月 株式会社セブニーイレブン・ジャパン入社 平成14年3月 カタリナマーケティングジャパン株式会社メーカーセールスグループ部長 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部F C営業部長 平成17年11月 当社取締役 平成18年3月 当社明光義塾本部F C営業部（現F C事業部）管掌（現任） 平成20年11月 当社常務取締役（現任）	3,000株
5	山下一仁 (昭和34年12月7日生)	昭和57年4月 株式会社ダイエー入社 平成6年11月 同社店長・支配人 平成14年4月 カタリナマーケティングジャパン株式会社リテールグループシニアディレクター 平成19年3月 当社入社直営事業部統轄事業部長 平成19年11月 当社取締役 当社直営事業部管掌兼教務部管掌（現任） 平成20年11月 当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社東京医進学院代表取締役社長	3,000株
6	松尾克久 (昭和36年9月16日生)	平成元年5月 当社入社 平成17年1月 当社明光義塾本部F C営業部（現F C事業部）副部長 平成18年3月 当社F C事業部長（現任） 平成20年11月 当社取締役（現任）	5,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	武正芳和 (昭和38年8月29日生)	平成7年5月 当社入社 平成14年9月 当社直営第4事業部副部長 平成16年9月 当社明光義塾本部直営営業部長（現直営事業部長）（現任） 平成20年11月 当社取締役（現任）	10,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって任期满了により取締役を退任される高橋恭光氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

また当社は、経営改革の一環として、平成21年10月13日開催の取締役会の決議により本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

これに伴い、第2号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役7名、在任中の監査役3名に対し、これまでの功労に報いるため、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、いずれも当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

(1) 退任取締役の略歴

氏名	略歴
高橋恭光	平成20年11月 当社取締役（現任）

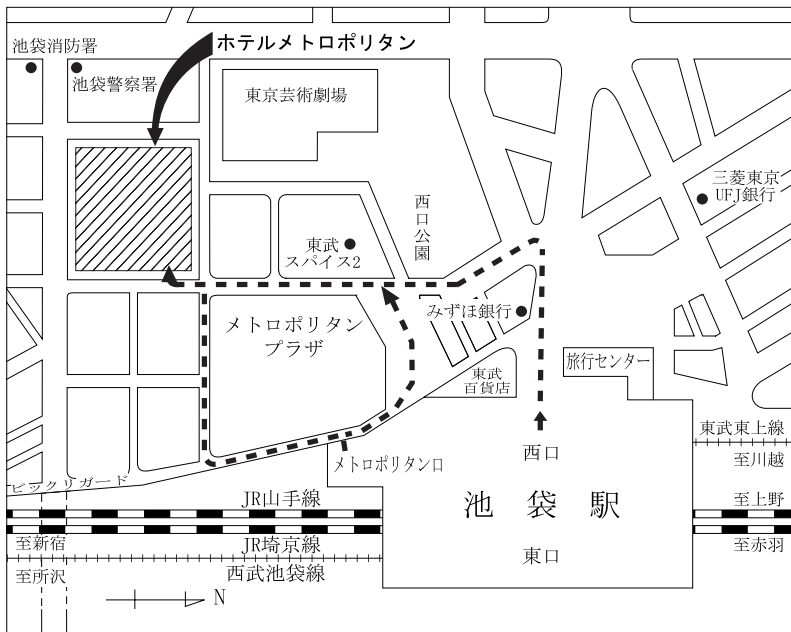
(2) 打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴

氏 名	略 歴
渡 邊 弘 毅	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長（現任）
奥 井 世志子	昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役 平成8年11月 当社専務取締役 平成20年11月 当社取締役副社長（現任）
田 上 節 朗	平成17年11月 当社取締役 平成20年11月 当社常務取締役（現任）
佐 藤 浩 章	平成17年11月 当社取締役 平成20年11月 当社常務取締役（現任）
山 下 一 仁	平成19年11月 当社取締役 平成20年11月 当社常務取締役（現任）
松 尾 克 久	平成20年11月 当社取締役（現任）
武 正 芳 和	平成20年11月 当社取締役（現任）
高 畑 正 夫	平成18年11月 当社常勤監査役（現任）
小 口 隆 夫	平成8年11月 当社監査役（非常勤）（現任）
貴 島 透	平成19年11月 当社監査役（非常勤）（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111



交通のご案内

西武池袋線、JR線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線、東武東上線の池袋駅西口から徒歩3分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。